

■第10回地域審議会の日時・場所（予定）

審議会名	日 時	会 場
小松地区 地域審議会	8月18日(火) 13時30分	石根公民館 つばきホール
西条地区 地域審議会	8月24日(月) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
東予地区 地域審議会	8月26日(水) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室
丹原地区 地域審議会	8月27日(木) 13時30分	丹原福祉センター 2階大会議室

地域審議会を開催します
地域審議会は、新市建設計画の変更点や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。
今回は第10回目です、左表の日程で開催する予定です。
傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。
■問合せ
○市庁舎本館企画課
地域振興・行革推進係
TEL0897-52-1346
○各総合支所総務課
総務調整係

■特定計量器定期検査の日時・場所

日 時	場 所
9月1日(火)	10:30~12:00 中川公民館
	13:30~15:00 田野公民館
9月2日(水)	10:00~15:00 丹原総合支所
9月3日(木)	10:30~11:30 国安公民館
	13:00~15:00 三芳公民館
9月4日(金)	10:30~12:00 吉岡公民館
	13:30~15:00 周布公民館
9月7日(月)	10:00~15:00 壬生川公民館
9月8日(火)	10:00~12:00 J A周桑 石根支所
9月9日(水)	10:30~15:00 小松総合支所
9月10日(木)	10:30~12:00 J A西条 氷見支所
	13:30~15:00 J A西条 橘支所
9月11日(金)	10:30~15:00 J A西条 大町支所
9月14日(月)	10:30~12:00 J A西条 神戸支所
	13:30~15:00 J A西条 飯岡支所
9月15日(火)	10:00~15:00 J A西条 中央支所

特定計量器の定期検査を実施します
商品などの取引や業務上の証明行為に使用される特定計量器（はかり）は、計量法で2年に1度の定期検査が義務付けられています。
この定期検査を受けない特定計量器や検査で不合格となった特定計量器を、取引や証明に使用することは計量法で禁止されています。
定期検査は左表の日程で実施します。特定計量器を使用している方は、必ず検査を受

けてください。
※家庭で使用する体重計やキッチンスケールなどは、検査の必要がありません。
■手数料
500円〜3700円程度
※特定計量器の種類によって異なります。
■問合せ
○市庁舎本館市民生活課
市民活動支援係
TEL0897-52-1462
○各総合支所総務課
総務調整係
TEL0897-947-4001
○愛媛県計量検定所

設置しましたか？ **住宅用火災警報器**

新築の住宅

平成18年6月1日から
設置が義務となっています。

既存の住宅

平成23年5月31日までに
設置が必要です。

平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となります。住宅用火災警報器などの設置によって、万が一、火災が発生した場合でも素早く避難ができるようになります。

住宅火災から尊い命を守るため、できるだけ早い時期に設置いただきますようお願いいたします。

※自動火災報知設備が設置されていない共同住宅や、店舗を兼ねた住宅も設置の対象となっています。

■問合せ 消防本部予防課 予防係 TEL0897-56-0251



感度や警報音量などが基準に合格したものは、日本消防検定協会の鑑定マークが付いています。購入の目安にしてください。

花火による
火災をなくそう！



夏の風物詩、花火。家庭で気軽に楽しめる花火も、取り扱いを誤ると火災や火傷（やけど）などの事故を引き起こします。楽しい花火を行うため、次のことに注意しましょう。

- ★燃えやすいものがある場所で遊ぶのはやめましょう。
- ★風の強い日はやめましょう。
- ★必ず大人が付き添い、子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- ★説明書をよく読み、正しい取り扱いをしましょう。
- ★花火を分解したり、数本まとめて点火したりするのは絶対にやめましょう。
- ★必ず水を入れたバケツを用意し、後片付けをしましょう。